令和７年２月２０日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和５年(行コ)第１３２号　各種子法廃止違憲確認等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和元年(行ウ)第２６６号、令和３年(ワ)第６３４２号、令和４年(ワ)第８７５９号）

主　　文

１　本件控訴をいずれも棄却する。

２　控訴費用は控訴人らの負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　控訴の趣旨

１　原判決中、控訴人らに関する部分を次のとおり変更する。

２　主要農作物種子法を廃止する法律（平成２９年法律第２０号）が、控訴人Ａ、控訴人Ｂ及び控訴人Ｃと被控訴人との間において違憲無効であることを確認する。

３　控訴人Ａが、自らの所有する原判決別紙２土地目録記載の土地に所在するほ場が主要農作物種子法（昭和２７年法律第１３１号）に定められた指定種子生産ほ場（同法３条）として都道府県によって指定される地位にあることを確認する。

４　控訴人Ｂが、主要農作物種子法（同前）に定められた「ほ場審査その他の措置」（同法１条）を受けて生産された種子を用いて主要農作物を栽培できる地位にあることを確認する。

５　控訴人Ｃが、主要農作物種子法（同前）に定められた「ほ場審査その他の措置」（同法１条）を受けて生産された種子を用いて栽培された主要農作物の供給を受ける地位にあることを確認する。

６　被控訴人は、控訴人らに対し、各１万円を支払え。

第２　事案の概要（以下、略称は、本判決で新たに定義するもののほか、原判決のものを用いる。）

１　昭和２７年に制定された主要農作物種子法（種子法）は、平成３０年、主要

農作物種子法を廃止する法律（種子法廃止法）の施行により廃止された。本件は、①主要農作物の採種農家である控訴人Ａ、農家である控訴人Ｂ及び消費者である控訴人Ｃ（以下上記３名を「控訴人Ａら」という。）が、被控訴人との間で、㋐種子法廃止法が違憲無効であることの確認、㋑種子法廃止法の無効を前提にして、控訴人Ａらが種子法に係る各自の立場に応じた法律上の地位にあることの確認を求めるとともに、②控訴人Ａらを含む控訴人らが、種子法廃止法の制定によって、憲法上の権利を侵害され、精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法（国賠法）１条１項に基づき、被控訴人に対し、各１万円の支払を求めた事案である。

２　原審は、控訴人Ａらの訴えのうち、控訴人Ａが地位確認を求める部分は適法であるが、控訴人Ｂ及び控訴人Ｃが各地位確認を求める部分並びに控訴人Ａらが種子法廃止法の違憲無効確認を求める部分は、いずれも確認の利益を欠き、不適法であると判断して、これらの部分を却下し、控訴人Ａが地位確認を求める部分は、種子法廃止法が違憲無効とはいえないから、控訴人Ａが地位確認を求める請求は理由がないと判断して、これを棄却するとともに、控訴人らの国家賠償請求については、国会議員の種子法廃止法に係る立法行為は、国賠法上違法ではないと判断して、これを棄却した。

控訴人らは、原判決を不服として、控訴を提起した。

３　関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記４及び５のとおり当審における控訴人らの補充的主張及びこれに対する被控訴人の反論を付加するほか、原判決「事実及び理由」第２の１から４までのとおりであるから、これを引用する。なお、引用に係る原判決中、「原告Ａ」とあるのを「控訴人Ａ」と、「原告Ｂ」とあるのを「控訴人Ｂ」と、「原告Ｃ」とあるのを「控訴人Ｃ」と、「原告Ａら」とあるのを「控訴人Ａら」と、それぞれ読み替える。

⑴　原判決８９頁１０行目の「平成１１年法律第１０６号。」の次に「令和６年法律第４４号による改正前のもの。」を加える。

⑵　原判決２５頁２２行目の「種子生産を行うことができる権利」の次に「、そのような厳格な管理の下で生産された種子を用いて農作物を栽培できる権利」を加える。

⑶　原判決２８頁１行目の「ア」を「イ」と改める。

⑷　原判決２８頁５行目から６行目にかけての「本件ほ場は、」の次に「種子法が規定する」を加える。

４　当審における控訴人らの補充的主張

⑴　控訴人Ｂ

食料・農業・農村基本法（令和６年法律第４４号による改正前のもの。基本法）３３条に「国は、農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする」との定めがあり、種子法は、この目的を果たすための法律であり、農家は、農業資材である種子の供給を受ける地位にあるから、控訴人Ｂは種子法に基づいて生産された種子を用いて主要農作物を栽培できる公法上の地位を有する。

⑵　控訴人Ｃ

基本法１条に「食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする」との定めがあり、国民の「食料への権利」が保障されており、「食料の安定供給の確保」を達成するための法律である種子法も、国民生活の安定向上、すなわち、国民の「食料への権利」を保障するための法律とみるべきであるから、消費者である控訴人Ｃは、種子法に基づいて生産された種子を用いて栽培された主要農作物の供給を受ける公法上の地位を有する。

⑶　控訴人Ａら

基本法の制定によって、憲法２５条に基づく「食料への権利」が種子法で具体化されたことが明確になった。種子法は、基本法が目的とする「食料の安定供給の確保」を実現するための法律として位置付けられるべきであり、基本法が定めている「食料への権利」に関する国の責務の具体的内容が種子法に規範化されている。

⑷　控訴人ら

種子法廃止法は、立法目的の正当性を欠き、違憲である。種子法の廃止の理由として、民間企業の種子事業への参入促進があり、民間の育種技術が向上して、種子の品質も安定していることから、国や都道府県に優良な種子の普及を義務付ける必要がなくなったとされるが、優良な民間品種の代表格とされた「みつひかり」について、異品種の混入、発芽率の偽り等の不正が恒常化していたから、種子法を廃止する大前提が存在しなかった。

被控訴人は、米の供給不足が解消されたことが種子法廃止法の一つの立法理由であると主張しているが、令和６年に生じた米の供給不足の事態は、これが大きな誤りであることを明らかにした。

５　当審における控訴人らの補充的主張に対する被控訴人の反論

⑴　控訴人Ｂの主張について

基本法３３条の規定をもって、農家が種子法に基づいて種子の供給を受ける地位にあることを具体的に裏付けるものとはいえない。

⑵　控訴人Ｃの主張について

基本法１条の規定をもって、消費者が種子法に基づいて種子から栽培された農作物の供給を受ける地位にあることが具体的に保障されているとはいえない。

⑶　控訴人Ａらの主張について

種子法は、基本法の制定前から存在する法律であり、基本法の制定に伴った種子法の改正はされていない。基本法が制定されたことを考慮しても、種

子法によって具体化された「食料への権利」が明確になったということはできず、種子法が個々の国民を権利の享有主体として位置付けるものでもない。

⑷　控訴人らの主張について

種子法廃止法は、種子法が制定された昭和２７年のような食料難は存せず、現代において、都道府県に一律に原種、原原種の生産等を義務付ける必要性が低下し、多様な需要に応じた種子が供給される必要性も認められるという背景事情の変化に即応したものである。また、「みつひかり」に関する事例があったとしても、種子法廃止法の背景事情が否定されるものではない。なお、民間企業の種子事業への参入促進自体は、種子法廃止法の立法目的ではない。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も、控訴人Ａらの訴えのうち、控訴人Ｂ及び控訴人Ｃが各地位確認を求める部分並びに控訴人Ａらが種子法廃止法の違憲無効確認を求める部分は、いずれも確認の利益を欠くから不適法であり、控訴人Ａが地位確認を求める部分は、種子法廃止法が違憲無効とはいえないから、控訴人Ａの地位確認請求は理由がなく、控訴人らの国家賠償請求については、国会議員の種子法廃止法に係る立法行為が国賠法上違法とはいえないから、理由がないと判断する。その理由は、原判決３６頁１２行目の「農業水産省」を「農林水産省」と改め、次項のとおり、当審における控訴人らの補充的主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」第３のとおりであるから、これを引用する。

２　当審における控訴人らの補充的主張に対する判断

⑴　控訴人Ｂの主張について

控訴人Ｂは、基本法３３条の規定があることから、農家が種子法に基づいて生産された種子の供給を受け、これを用いて主要農作物を栽培できる公法上の地位にあると主張する。

しかし、基本法は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念

及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるものであって（１条）、基本法３３条も農業資材に関する施策の基本を定めたものにすぎない。したがって、同条の規定をもって、個々の農家が種子法に基づいて生産された種子の供給を受け、これを用いて主要農作物を栽培できる公法上の地位にあることを根拠付けるものということはできず、控訴人Ｂの上記主張を採用することはできない。

⑵　控訴人Ｃの主張について

控訴人Ｃは、基本法１条の規定があることから、消費者が種子法に基づいて生産された種子を用いて栽培された主要農作物の供給を受ける公法上の地位にあると主張する。

しかし、基本法が定める事項は、前記⑴で説示したとおりであって、基本法１条の規定があることから、種子法において、個々の消費者が種子法に基づいて生産された種子を用いて栽培された主要農作物の供給を受ける公法上の地位にあるということはできず、控訴人Ｃの上記主張を採用することはできない。

⑶　控訴人Ａらの主張について

控訴人Ａらは、基本法の制定によって、憲法２５条に基づく「食料への権利」が種子法で具体化されたことが明確になったと主張する。

しかし、種子法は、基本法の制定前から存在する法律であり、基本法の制定に伴った種子法の改正はされていない。基本法が定める事項は、前記⑴で説示したとおりであって、その規定内容に照らしても、基本法が制定されたことから、もともと種子法によって規定されていた国民の「食料への権利」が具体化されたということはできず、種子法が個々の国民を「食料への権利」という権利の享有主体として位置付けるものということはできない。したがって、控訴人Ａらの上記主張を採用することはできない。

⑷　控訴人らの主張について

控訴人らは、種子法廃止法は、立法目的の正当性を欠き、違憲であると主張する。

しかし、控訴人Ａの憲法上保障された権利が種子法廃止法によって侵害されたと認めることはできず、種子法廃止法が違憲無効とはいえないこと、種子法廃止法に係る立法目的が国賠法１条１項の規定の適用上違法との評価を受けるものでないことは、引用に係る原判決の説示するとおりである。

控訴人らの主張する「みつひかり」に関する問題や、令和６年に生じた米の供給不足の事態は、上記の判断を左右するものではない。

したがって、控訴人らの上記主張を採用することはできない。

３　その他、原審及び当審における当事者双方の主張に鑑み、証拠の内容を検討しても、当裁判所の上記認定判断（原判決引用部分を含む。）を左右しない。

第４　結論

以上によれば、控訴人Ａらの訴えのうち、種子法廃止法が違憲無効であることの確認を求める部分並びに控訴人Ｂ及び控訴人Ｃの各地位確認を求める部分を却下し、原告Ａらのその余の請求及びその余の控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第２４民事部

裁判長裁判官　　増　　田　　稔

裁判官　　藤　　倉　　徹　　也

裁判官古閑裕二は、退官のため署名押印することができない。

裁判長裁判官　　増　　田　　稔

（別紙１，別紙２，別紙３省略）